

第22期第20回福岡県豊前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和7年1月29日（水） 16：00～

2 場 所 豊前海水産会館
(京都郡苅田町磯浜町 1-2-6 TEL 093-434-1704)

3 議 題

(1) 豊前海区における新規許可に係る制限措置等について（諮問）

資料1

(2) 第48回瀬戸内海広域漁業調整委員会について（報告）

資料2

(3) その他

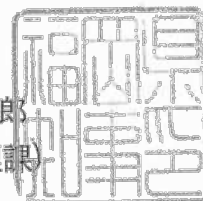
資料 1

(22-20 豊前漁調委)
(令和7年1月29日)

6漁管第1561号
令和7年1月15日

福岡県豊前海区漁業調整委員会
会長 江口 猛 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)



福岡県豊前海区における知事許可漁業の新規許可に係る
制限措置等について (諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第58条において読み替えて準用する同法第42条(以下「第42条」という。)第1項及び福岡県漁業調整規則(令和2年福岡県規則第62号。以下「規則」という。)第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置の内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第42条第3項及び規則第11条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び福岡県漁業調整規則第11条第1項に基づく公示（福岡豊前）

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置（県内分）

漁業種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可する隻数	漁業を営む者の資格
刺し網漁業	まながつお流し刺し網漁業	福岡県豊前海区海面	5月1日から12月31日まで	-	-	1	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者
固定式さし網漁業	一重建網漁業	福岡県豊前海区海面	1月1日から12月31日まで	-	-	1	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者
固定式さし網漁業	三重建網漁業	福岡県豊前海区海面	1月1日から12月31日まで	-	-	2	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者
かご漁業	かにかご漁業	福岡県豊前海区海面	1月1日から12月31日まで	-	-	3	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年2月5日から令和7年3月4日まで

第48回 瀬戸内海広域漁業調整委員会

議事次第

日時：令和6年11月29日（金） 14時から

場所：神戸市中央区海岸通29番地

神戸地方合同庁舎1階 第4共用会議室

1 開会

2 挨拶

3 議題

- (1) 太平洋クロマグロに関する広域漁業調整委員会指示について
- (2) くろまぐろ遊漁専門部会の設置について
- (3) 遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針の変更について
- (4) 広域資源の管理について
 - ① サワラ瀬戸内海系群
 - ② トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群
- (5) その他
 - ① T A C資源拡大に向けた検討状況について
 - ② 令和7年度資源管理関係予算について
 - ③ その他

4 閉会

太平洋クロマグロに関する委員会指示について

1. これまでの経緯

太平洋クロマグロの管理を進めるため、これまで大宗が自由漁業だった曳き縄漁業や釣り漁業等を「沿岸くろまぐろ漁業」とし、

① 平成 24 年に広域漁業調整委員会指示により届出制を導入(届出隻数 1.3 万隻)、

② 平成 25 年以降は、同委員会指示による承認制に移行(承認隻数 1.7 万隻)(令和5年4月現在)

して、令和2年5月に期間延長の委員会指示を発出した他は、原則2年ごとに更新(今回で6回目の更新)している。現行の承認期間は令和7年3月 31 日までのため、各広域漁業調整委員会で新たな委員会指示を発出し、承認制の更新手続きを進める必要がある。

なお、新しい委員会指示の発出に伴い、「沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領」の改正も併せて行う。

2. 新しい委員会指示の概要

旧被承認者からの地位承継が困難な場合における、新規承認条件を規定することにより、希望者へのクロマグロの採捕を可能にする。

(1)承認条件について

従来条件に変更なし

(2)規定の追加

現被承認者から地位を承継することができない場合は、くろまぐろの漁獲を行わせる機会の付与が可能な場合に限り、国際的に定められた管理措置の範囲において、承認することができる。

(3)承認期間について

令和7年4月1日から令和9年3月 31 日までとする。

※ なお、委員会指示の有効期間は、承認の手続きの観点から、承認期間の前に3ヶ月の期間を加えて設定する。

3. 本日の資料

- (1) 資料1-1 太平洋クロマグロに関する委員会指示について
- (2) 資料1-2 瀬戸内海広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示(新旧対照表)(案)
- (3) 資料1-3 瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第47号(案)
- (4) 資料1-4 瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第47号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針(新旧対照表)(案)
- (5) 資料1-5 瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第47号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針(案)
- (6) 資料1-6 瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第47号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領(新旧対照表)(案)
- (7) 資料1-7 瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第47号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領(案)

広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会の設置等について

1. 設置の趣旨等について

- (1) 「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に基づき、クロマグロ遊漁の管理の高度化を推進していくにあたり、クロマグロ遊漁の管理手法に関し調査審議するため、各広域漁業調整委員会（太平洋、日本海・九州西、瀬戸内海）にくろまぐろ遊漁専門部会を置くこととする（別添参照）。
- (2) 専門部会の委員は、委員会の委員及び農林水産大臣が選任する専門委員の中から、会長が指名する。
- (3) 各広域漁業調整委員会に設置されるくろまぐろ遊漁専門部会の会議は、各海域における共通の議題を取り扱うため合同で開催することができる。合同会議の議事は出席委員全員の一致により決するものとし、その結果は委員会に報告される。委員会は、合同会議の議決を尊重するものとする。

2. 専門部会における審議事項について

- (1) クロマグロ遊漁委員会指示案の検討
 - ・ 時期別採捕数量
 - ・ 報告内容の正確性の確保 等
- (2) 今後のクロマグロ遊漁管理の検討
 - ・ 届出制の導入
 - ・ キャッチアンドリリースの是非 等

3. スケジュールについて

令和 6 年 1 1 月：広域漁業調整委員会の開催（専門部会設置の議決）

太平洋広調委（1 1 月 1 8 日（月））

日本海・九州西広調委（1 1 月 2 6 日（火））

瀬戸内海広調委（1 1 月 2 9 日（金））

1 2 月中旬：くろまぐろ遊漁専門部会及びくろまぐろ遊漁専門部会合同会議の開催（課題の整理等）

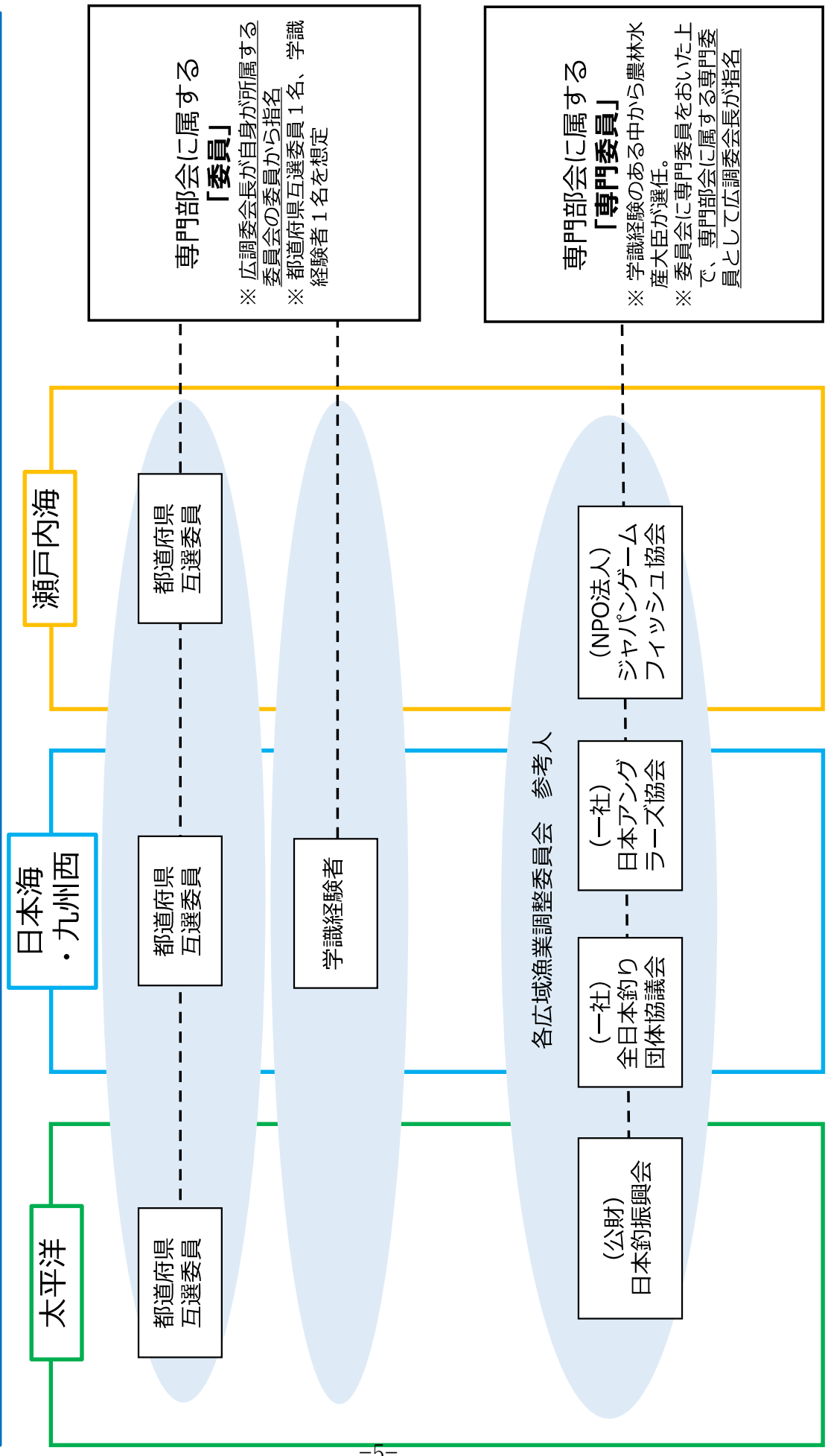
令和 7 年 1 ～ 2 月：くろまぐろ遊漁専門部会合同会議の開催（2 回程度開催）

2 ～ 3 月：広域漁業調整委員会の開催（次期委員会指示等の議決）

広域漁業調整委員会におけるくろまぐる遊漁専門部会の構成イメージ

別添

- 各広調委に設置する専門部会の開催は**合同**で行うことができる。
- 各専門部会に所属する委員は**それぞれ5名**（日本海・九州西のみ6名）を想定。合同会議における出席者は計8名を想定。



令和 6 年度 さわら広域資源管理の取組

1. 海域(灘)・漁業種類ごとの取組

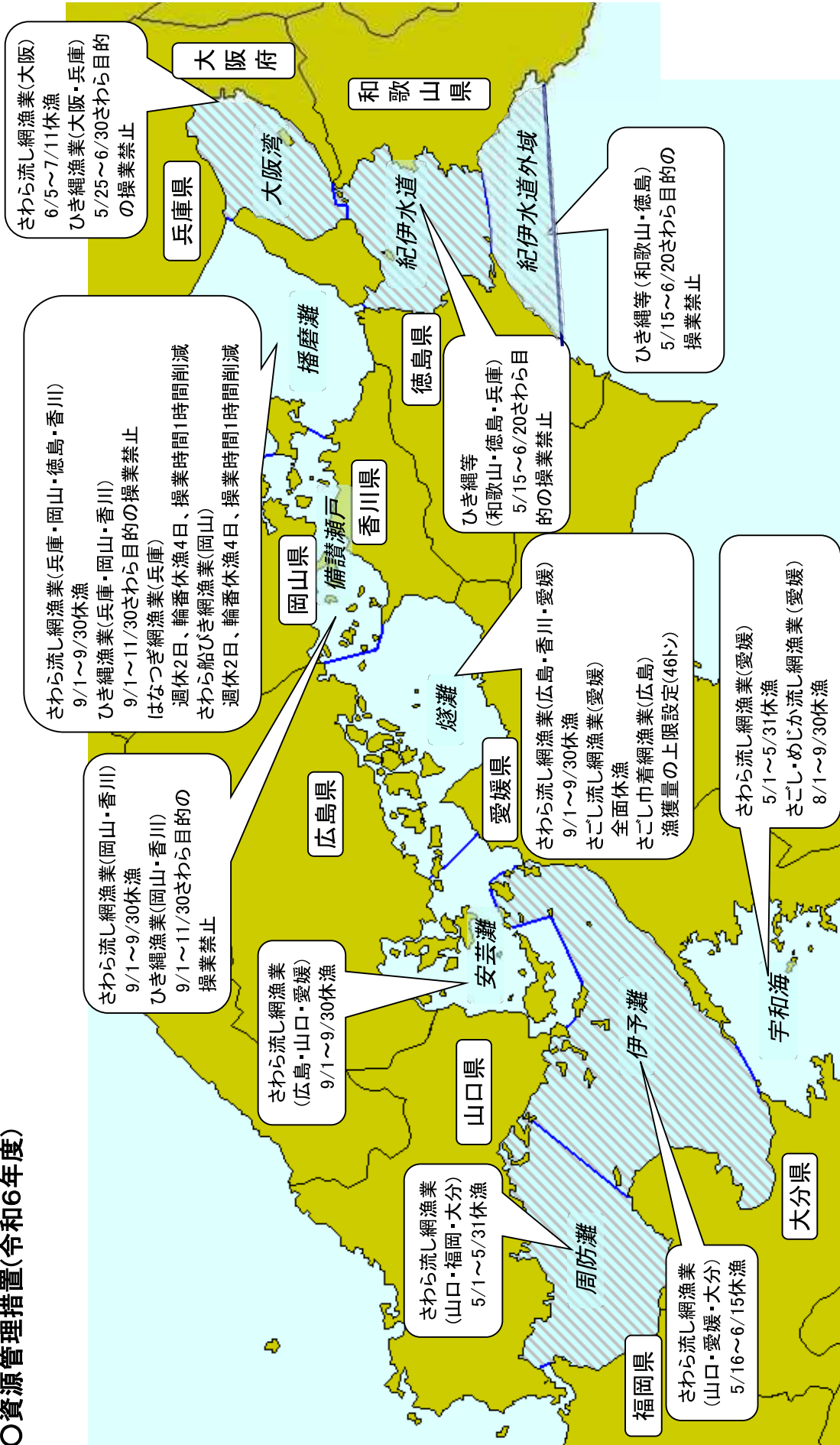
海 域	漁 業 種 類	規 制 措 置
紀伊水道外域	ひき縄等	さわらを目的とした操業の禁止 (5/15～6/20)
紀伊水道	ひき縄等	さわらを目的とした操業の禁止 (5/15～6/20)
大阪湾	さわら流し網	春漁 (6/5～7/11) →休漁 網目→10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (5/25～6/30)
播磨灘	さわら流し網	秋漁 (9/1～9/30) →休漁 網目→10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (9/1～11/30)
	はなつぎ網	火曜日,土曜日に加え,輪番により 4 日間 (5月:3日間、6月以降1日間)の休漁 操業時間の1時間短縮
	さわら船曳網	火曜日,土曜日に加え,輪番により 4 日間 (5月3日間、6月以降:1日間)の休漁 操業時間の1時間短縮
備讃瀬戸	さわら流し網	秋漁 (9/1～9/30) →休漁 網目→10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (9/1～11/30)
燧灘	さわら流し網	秋漁 (9/1～9/30) →休漁 網目→10.6 cm以上
	さごし巾着網	漁獲量→年間 46 トンを上限
	さごし流し網	全面休漁
安芸灘	さわら流し網	秋漁 (9/1～9/30) →休漁 網目→10.6 cm以上
伊予灘	さわら流し網	春漁 (5/16～6/15) →休漁 網目→10.6 cm以上
周防灘	さわら流し網	春漁 (5/1～5/31) →休漁 網目→10.6 cm以上
宇和海	さわら流し網	春漁 (5/1～5/31) →休漁
	さごし・めじか流し網	8/1～9/30→休漁

(注) 9/1 以降の許可を秋漁とする。

2. その他資源管理への取組

上記 1 の措置のほか、従来から取り組んでいる措置(定期休漁日、船上受精卵放流等)については、その取組を継続するよう努める。

○資源管理措置(令和6年度)



※ 斜線部分は、春漁を規制
※ さわら流し網の網目10.6cm以上(瀬戸内海全海域共通)